

新潟県 公民館月報

昭和55年8月号

発行所 新潟県公民館連合会

【新潟市川端町2-9・県林業会館内】

【電話・新潟(0252)24-6073】【振替新潟4094】

発行人 会長 石井耕一

編集人 事務局長 本田 清

【定価1部 70円 年共・年価 840円】

都落の義経
上陸地越後
寺泊金山落着



義経の都落ち

大河ドラマ「源義経」では、義経主従の都落ちが能登より奥州へ海路、となったのだが、「義経記」にも、直江津を船出して寺泊へ上陸、と記されている。

作家村上元三氏に書翰を送りNHKプロデューサー内村直也氏に抗議文を出したあの頃が懐かしい。

当時、公民館長を辞任したばかりの私は早速の抗議、だが収録完了とのことで取り上げられなかった。物的証拠、古老の言い伝えからしても、上陸地点は寺泊町南端(現金山海水浴場)である。そして今画いた弥彦山を望むこの浜辺なのである。

追われる身の義経主従が白装束姿で、海岸の判官びいきの漁師達との心温まるエピソード。

ここに立っていると、早春の未だ肌寒い風の中に、主従の息吹きが聞こえるようである。

この磯辺から見る佐渡の島にかかる落日はほんとに美しい。大きな夕日が早い勢いで沈んでゆくのだ。ポコンと音をたてるようにして沈み終わると、それから数十分で寺泊の海辺は夕闇の世界に蔽われるのである。

絵・文 佐野 次男
寺泊町大町在住
(元寺泊町公民館長)

目前「関東プロツク大会」(新発田市民会館)八月二十九・三十日

絶賛好評

現場の声を反映して改定!

公民館総合補償制度

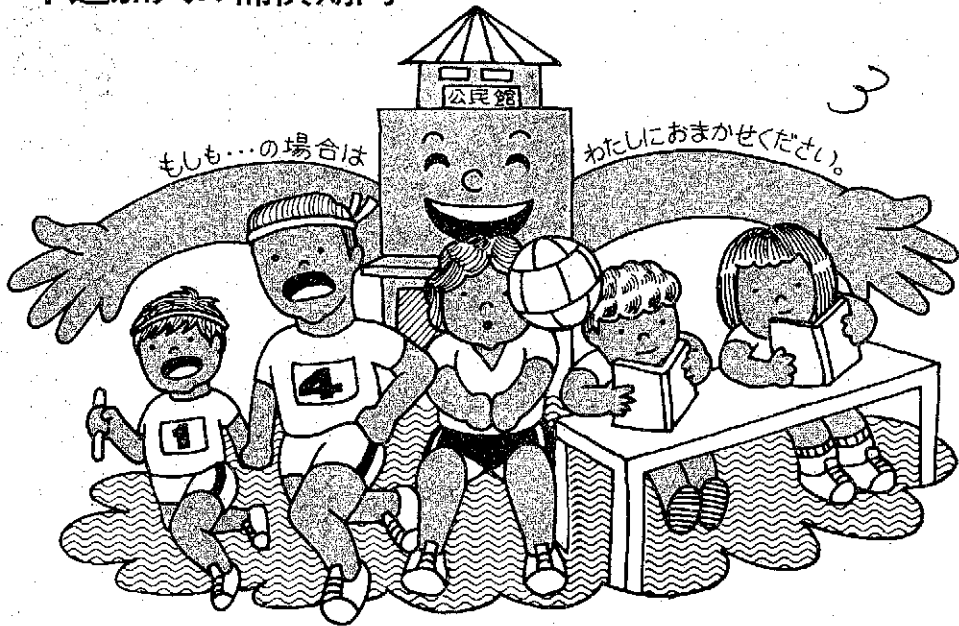
市町村立公民館の実態に応じ、加入の種類は自由です。

- A型【行事傷害】+【賠償責任】+【職員傷害】
- B型【行事傷害】+【賠償責任】
- C型【行事傷害】 + 【職員傷害】
- D型【行事傷害】

上記4種類から自由にお選びください。

予算がついた時点で即加入ができます。

中途加入の補償期間 ● 毎月1日から5月1日まで(掛金は月割計算)



〒951 新潟市東中通1番町86

安田火災海上保険新潟支店

電話 0252-25-1811番

加入申込み手続きや補償制度の内容などについてお問い合わせの場合は左記へ。

昨年公民館大会が開かれた長岡は、明治戊辰戦争における特異な藩であった。武装中立をめぐじたが官軍の理解を得られず、長岡は焦土と化した。司馬遼太郎の小説「峠」の河井継之助、山本有三の戯曲「米白旗」の小林虎三郎という有名な人が出た。

新発田から有名人は出ていないが、長岡とはまた違った特異な藩である。

藩祖溝口秀勝は、織田から豊臣の天下になるまでの功績で、加賀の大聖寺から新発田に移封された。わずかに六万石でありながら、土肥開拓に努めて実質二十万石といわれた。外縁大名のため、幕府の出先である水原代官所の監視を受けながら、最後まで他へ移されることなくあった。

享保十五年、今から二百四十年前、松ヶ崎の砂丘を初め開いて阿賀野川を信濃川から分離して直接日本海へ放流した。それで海原が干あがり、新たにできた土肥が今の豊栄市である。このことは、内村鑑三の名著「後世への最

(筆者は本会会長、豊栄市)

新発田藩



石井新一メモ ②

公民館総合補償制度早わかり表

一、契約種類

下記三つの補償制度を組み合わせることによって、A型～D型の四種類の型があります。

貴館の実情に合う最適な型を選択してください。

二、補償内容と加入掛金

契約できる種類

A型	B型	C型	D型
行事傷害	行事傷害	行事傷害	行事傷害
+	+	+	
賠償責任	賠償責任		
+			
		職員傷害	
			職員傷害

職員傷害補償制度	賠償責任補償制度	行事傷害補償制度	制度
「地方公務員災害補償法」の適用がない公民館職員を記名方式で対象とする傷害補償制度。	全国市長会、全国町村会が実施の「スポーツ賠償責任保険」に加入していない市町村が設置する公民館のための賠償責任補償制度。	公民館が主催する各種行事への参加者を無記名包括で対象とする傷害補償制度。	制度の主旨
公民館職員が公民館業務（通常の出勤、退勤途上を含む）に従事中ケガをした場合にそのケガの程度に応じて定額で補償金が支払われる。	公民館の施設や設備、または公民館業務遂行によって公民館利用者や第三者にケガを与えた結果公民館が法律上の賠償責任を負担しなければならない場合に補償金が支払われる。	公民館が主催する行事に参加中の者がケガをした場合にそのケガの程度に応じて定額で補償金が支払われる。	対象となる事故
死亡補償金 三〇〇万円 後遺障害補償金（最高） 三〇〇万円 入院補償金 一日につき 三、〇〇〇円 通院補償金 一日につき 二、〇〇〇円 （入院一八〇日・通院九〇日を限度とする）	一 事故あたり 補償最高限度額 一、〇〇〇万円 二 賠償責任 無し 加入申込職員一名あたり	行事参加者一名あたり 死亡補償金 三〇〇万円 後遺障害補償金（最高） 三〇〇万円 入院補償金 一日につき 一、五〇〇円 通院補償金 一日につき 一、〇〇〇円 （入院一八〇日・通院九〇日を限度とする）	支払われる補償金
公民館職員 一名につき 五、四〇〇円	一 公民館につき 三、九〇〇円 （注）公民館数の計算は右記（注）に同じ。	一 公民館につき 三〇、〇〇〇円 （注）公民館数は中央公民館、地区館、分館などの呼称のいかににかかわらず独立した施設をもつ公民館ごとに一館として計算する。	加入掛金

公民館総合補償制度の概要

はじめに

日夜生涯教育推進のため、公民館活動にご精励のことと同慶に存じ上げます。

すでにご案内のとおり、長らく公民館関係者の要望でありました「公民館総合補償制度」も昨年からスタートし、全国の関係者から多大の好評を得ておりますことを、これまたともに慶びに堪えないところでございます。

さて本制度の第二年度(昭和五十五年度)を迎えるにあたり、第一年度に加入された公民館長、主事さん各位のご希望や、この間発生した事故のデータに基づき、全公連専門委員会ならびに制度委託者間において、鋭意検討をすすめてまいりました結果、公民館の実態に、より即した制度に改訂することいたしました。

この案内書を充分ご覧いただき、引続き昭和五十五年度の加入、あるいは新規加入方を是非おすすしめ申し上げます。

なお掛金額は、昭和五十四年六月一日付大蔵省「傷害保険料率の改訂」による新保険料率に基づくものであります。為念。

全国公民館連合会

提携保険会社 安田火災海上保険株式会社
企画取扱 株式会社プロ保険
委託募集 公民館総合補償制度取扱事務所

I 本制度の仕組み

公民館総合補償制度は、下記の二つの補償制度によって適用され、中村が安心してより活発な公民館活動を展開できるように設計されています。

全国の公民館の実情に合う最適な補償制度とするために、下記の三つの補償制度を色々に組合わせ、後述のとおり四つの契約種類を新設しました。

〔公民館総合補償制度の三つの補償制度とは……〕

一、公民館が主催する行事参加者のケガを補償する

場・場所あるいは集合地で公民館の管理下に入ったときから所定の解散地で解散するまでの間をいいます。

対象となる行事

公民館が主催する下記行事が対象となる。

① 青年学級・成人講座、婦人学級・高齢者学級などの「学級・講座」

② 茶道・華道・料理・手芸・文芸などの趣味関係の「教室」。

③ 陸上・水上・球技などの体育スポーツ・レクリエーション関係の「教室」。

④ 運動会・体育大会・文化祭・講演会・討論会・講習会などの「大衆会行事」。

対象とならない事故

次のような事故については補償金は支払われません。

① 行事参加者の故意による事故

② 疾病・脱走・心神喪失による事故

③ 地震・噴火・津波などの天災による事故

④ 戦争その他の紛争による事故

他の公民館と共同して主催する行事についての補償制度適用方法

二、公民館が被る法律上の賠償責任を補償する

……「公民館行事傷害補償制度」

……「公民館賠償責任補償制度」

……「公民館職員賠償補償制度」

II 各補償制度の内容

一、公民館行事傷害補償制度

(1) 対象となる事故

公民館が主催する行事でその行事に参加中の者が被害を受けた場合に補償金が支払われる。ただし行事に参加するための往復途上はその対象とならない。

(注一)「公民館が主催する行事」とは次の①、②を同時に満たす行事をいいます。なお、単独主催・共同主催であることを問いません。

① 公民館が次に掲げる要件を満たす

① 医療補償金

ケガのため医師の治療を受け、場合、平常の生活もしくは就業に從事できるまでの医師の治療日数に対し、次の通り補償金が支払われる。

イ、入院した治療日数に対しては

一日につき一、五〇〇円

ロ、通院した治療日数に対しては

一日につき一、〇〇〇円

ただし、イ、ロ、あわせて事故の日より二八〇日間を限度とする。

② 後遺障害補償金

傷害を受けた日から一八〇日以内に身体の一部を失い、またはその機能が永久に障害を受けた場合、障害の程度によって一定の補償金が支払われる。たとえば

両眼失明の場合 三、〇〇万円

片手または片足を失った場合 一、八〇万円

片耳がきこえなくなった場合 九〇万円

③ 死亡補償金

傷害を受けた日から一八〇日以内に死亡した場合三〇〇万円が支払われる。

(注)重複して支払われる場合②、③を合算して三〇〇万円を限度とする。

(5) 支払われる補償金

補償金は健康保険、生命保険、加害者からの賠償金や公民館の賠償責任の有無等に関係なく、ケガの程度により、名あたり次の定額が支払われる。

② 後遺障害補償金

二、公民館賠償責任補償制度

(1) 対象となる事故

公民館を利用する者および第三者に下記の事故によりケガを与え、公民館が法律上の賠償責任を負担しなければならぬ場合に補償金が支払われる。

(2) 公民館の施設および設備の所有・使用もしくは管理上の不備による事故

たとえば、
イ、学級・講座で、机や椅子が破損していたため受講者がケガをしたとき。
ロ、プランジがこわれていたためにケガをしたとき。
ハ、火災が発生して講議の不手際

から、利用者がケガまたは焼死したとき。

二、窓ガラスが振動ではずれ、入館者がケガをしたとき。など

(3) 公民館が公民館利用者に対して行う運営業務上のミスによる事故

たとえば
イ、スポーツ教室で指導者の指導ミスにより、参加者がケガをしたとき。
ロ、料理教室でコンロの管理不注意のため、受講者が火傷をしたとき。
ハ、講演会で会場整理不備による

り、ケガ人がでたとき。

二、展覧会で展覧方法の不備により、ケガ人がでたとき。など

(4) 対象となる公民館の施設(上記(1)の事故の適用施設)

社会教育法第二十一条に基づいて設置され、かつ同法第二十二条に規定する「公民館の事業」を行うための施設で、しかもその施設の日常の使用、管理が公民館長の監督下にある施設とします。

したがって公民館がある事業を行つたため一時発利用する他の施設は対象となりません。

(5) 対象とならない事故

次のような事故については、補償金は支払われず、(4) 支払われる補償金

この補償制度では、公民館が法律上の賠償責任もつて、被害者もしくはその遺族より請求を受け、支払われるならぬ損害賠償金、具体的には治療費、休業損害、慰謝料などが補償金として支払われる。

① ケガをした人に対する慰謝手当、緊急措置などに要した費用。
② 訴訟になった場合は訴訟費用や弁護士報酬。
③ 補償限度額

(5) この補償制度の支払い限度額、すなわち事故が起きた場合、公民館が支払いを受ける補償金の最高限度は一事故につき一、〇〇〇万円です。

なお免責金額(自己負担額)はありません。

三、公民館職員傷害補償制度

(1) 対象となる事故

公民館職員であつたか加入手続きをした職員が、業務中(通常の出勤・通勤・退勤を含む)に傷害を受けた場合に補償金が支払われる。

(2) 対象となる職員

常勤・非常勤(臨時雇、嘱託などを含む)を問わず、公民館業務に従事する者とする。また、公民館の各部長(文化・体育部長など)も加入できる。

(3) 対象とならない事故
次のような事故については、補償金は支払われず、(4) 支払われる補償金

① 職員の故意による事故。

② 疾病・脳疾患・心神喪失による事故。
③ 地震・噴火・津波などの天災による事故。
④ 戦争その他の交戦による事故。など

(4) 支払われる補償金

補償金は健康保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なく、ケガの程度により次の金額が支払われる。

① 医療補償金
ケガのため医師の治療を受けた場合、平常の生活もしくは業

Ⅲ 契約種類と加入金

公民館総合補償制度へ加入ご希望の方に、**Ⅰ**「各補償制度の内望の公民館は前述の早わかり表」を参照のうえ、公民館のそ

れぞれの表情に照らし、下表のなかから最適と思われる契約種類を選択して下さい。

種類	制度組合せ	加入掛金(一年間)
A型	行事傷害 + 賠償責任 + 職員傷害	三三、九〇〇円 + (五、四〇〇円 × 加入職員数)
B型	行事傷害 + 賠償責任	三三、九〇〇円
C型	行事傷害 + 職員傷害	三〇、〇〇〇円 + (五、四〇〇円 × 加入職員数)
D型	行事傷害	三〇、〇〇〇円

Ⅳ 加入手続き

一、加入上の注意
(1) 本制度の対象となる公民館は社会教育法第廿章に規定される公民館です。したがって同法第四十二条に規定される公民館類似施設は対象となりません。
(2) 加入掛金は中央公民館、地区館、分館などの呼称のいかんにかかわらず、独立した公民館施設ごとに適用されます。
二、加入する契約種類の決定と加入掛金の算出
前述の「早わかり表」Ⅱ、Ⅲ、「各補償制度の内容」ならびに

読のうえ契約種類を決定し、加入掛金を算出して下さい。
三、補償期間と加入掛金
基本補償期間
(1) 本制度は昭和五十五年五月一日から昭和五十六年五月一日までの一年間を基本補償期間としております。
A 中途加入補償期間
(2) 右(1)の基本補償期間の中途からでも加入できます。この場合の補償期間は毎月一日から昭和五十六年五月一日までとなります。

務に従事できるまでの医師の治療費日数に対し、次の通り補償金が支払われる。
イ、入院した治療日数に対して
一〇〇〇〇円
二〇〇〇〇円
三〇〇〇〇円
ハ、火災が発生して講議の不手際

た場合、障害の程度によって一定の補償金が支払われる。たとえば
両眼失明の場合：三〇〇万円
片手または片足を失った場合：一八〇万円
片耳が聞こえなくなった場合：九〇万円

(3) 死亡補償金

傷害を受けた日から一八〇日以内に死亡した場合三〇〇万円が支払われる。
(注) 重複して支払われる場合も、③を合算して三〇〇万円を限度とする。

② 後遺障害補償金
傷害を受けた日から一八〇日以内に身体の一部を失ひ、またはその機能に重大な障害を遺し

和島村公民館

館長 久住 熊三郎 電話 (025874) 3111
〒949-45 三島郡和島村大字小島谷3422

対外試合には応援

父兄も熱心な剣道教室

実践記録集から



(さあ練習だ)

少年剣道教室

少しきつい叱り方をするとすぐ泣くし、ちょっと転んだだけで骨を折ったりする。これじゃ情けない。もっと強い子供に育て欲しい。

剣道を通して身心共に健康な子供を育てようと、2年前、公民館主催で小中学生を対象にした、少年剣道教室を始めた。会場は村の体育館、毎週火・金曜の夜7時半から8時半まで、年間を通じて行なわれる。指導者は、地元の体育協会加盟の剣道クラブで、三段から五段までの有段者約15名。

受講生募集の結果50名ほど集まった。なかには小学校3年生の女の子もいた。それぞれ竹刀と剣道着を買い、公民館では防具を揃えた。最初は少し不安もあり、こんなに大々的に始めて、果たして継続してやっていけるだろうか。子どもたちが途中で投げ出しはしないだろうか。昼間の仕事で疲れた指導員が、週2回の練習、それ

も年間を通して行なわれることに対して負担はないだろうか。また、父兄が往復経路の交通事故を心配して、子どもたちを会場まで送ってくれることにも同じことがいえる。

このような不安を少なからず持ちながら、結果はやってみなければわからないと思い、みんな真剣にやり始めた。最初は基本練習から行ない、除々に厳しい内容になっていく。開講から4カ月、防具をつけての練習だ。子どもたちは喜び、まるで自分たちがサムライにでもなったように、ガツガツ打ち合う。剣道というよりは、チャンバラといった方がふさわしかった。しかし、時間が経過するにしたがって上手になっていく。

その年の11月に、初めての効外試合である郡大会に出場したが、まだまだ力不足で成績に良くなかった。この頃ようやく入賞に近いところまでいくようになった。

この教室が開講してから数カ月、「子どもたちだけじゃなく、われわれ父兄も一しょになって応援しようじゃないか。」ということで、父兄会が発足した。効外試合の時も、子どもたちと一しょに行って応援してもらったりしてとても助かっている。それに、父兄会が定期的に招集される。そのような場を利用して、公民館の社会教育活動もできるということで一石二鳥だ。

年末は、父兄会の力を借りてもちつきをやり好評だった。これからは、剣道の稽古だけでなく、日曜日等を利用して、野外でレクリエーション等を催し、お互いの親睦を図りつつ、剣道の厳しい稽古に加え、楽しくて魅力ある教室を作って、ますます公民館活動に貢献していきたい。

(和島村公民館 館長 柄 沢 正 三)

みんなの力で成功させよう

第21回関東甲信越静岡公民館 新発田 大会

あの頃のこと

思いつくまま (2)

佐野 勇

公民館結婚は昔のこと、契併せて社会教育関係団体の育成にのりさなすき婚姻届の署名、記念品の贈呈までが結婚式。披露宴は媒酌人のあいさつ、祝辞、乾杯、祝宴、万歳三唱で参事会委員が新郎新婦の門出を祝うというもので、当時はユニークな企画である上好感を得たものである。

会場費は夕夕、会場の設置、司会進行は勿論曲や記録写真などはすべて主事が担当し、館を挙げての大事業であった。

また、当人の希望をできるだけ受け入れ、慣習のよい面は残し、不合理なものは改めてゆく方針を貫いたが、因習の力は厚く、利用した方々の殆んどは「商業的な公民館結婚では肩身の狭い思いがする」という類を親類の反対を押し切り、祝婚した上で離れ切ったものであったが、葬式のことばかりきまらず感謝され、利用者のすめもあって徐々に推進されて十数組を数えたのである。

公民館結婚は昔のこと、契併せて社会教育関係団体の育成にのりさなすき婚姻届の署名、記念品の贈呈までが結婚式。披露宴は媒酌人のあいさつ、祝辞、乾杯、祝宴、万歳三唱で参事会委員が新郎新婦の門出を祝うというもので、当時はユニークな企画である上好感を得たものである。

会場費は夕夕、会場の設置、司会進行は勿論曲や記録写真などはすべて主事が担当し、館を挙げての大事業であった。

また、当人の希望をできるだけ受け入れ、慣習のよい面は残し、不合理なものは改めてゆく方針を貫いたが、因習の力は厚く、利用した方々の殆んどは「商業的な公民館結婚では肩身の狭い思いがする」という類を親類の反対を押し切り、祝婚した上で離れ切ったものであったが、葬式のことばかりきまらず感謝され、利用者のすめもあって徐々に推進されて十数組を数えたのである。

主活動が芽生え、新生活運動(新暦止月の実施、小・中学校の冬休みの新暦への移行、夏正会の開催、全国国旗掲揚運動の推進等)、農休日の設定、若妻学級の節足と運営、町政をきく会の開催、明るい選挙運動、稲作講座、嫁と姑の話し合いなどが支館活動として行なわれた。

公民館の組織は本館と四地区の分館だけのもので、未端への組織網の確立が緊急課題であった。即ち、部落分館を各地域に設けるための説明協議会を逐次開催して理解と協力を求めた結果、各部落の機構の中に支館という名称の後の公民館活動は支館を軸にして展開される事になり、理想的な体制が整った。

支館の整備により、本館中心の活動から一歩踏みこんで支館の自

が芽生えてきた。これは、身近な問題をみんなで話しあってみる、豊かな町づくりにしようとするための手法で、竹藪で初められて全国に普及したものである。

となり近所十五戸ほどの手近か集まりやすい小人数の集まりで、個人宅を会場にも廻りて開くなど容易に集まることをねらいつつしたこの集いは、会場になった家庭ではお茶以外は出さず、みんなが自由に発言できるという毎日の設定、若妻学級の節足と運営、町政をきく会の開催、明るい選挙運動、稲作講座、嫁と姑の話し合いなどが支館活動として行なわれた。

公民館の組織は本館と四地区の分館だけのもので、未端への組織網の確立が緊急課題であった。即ち、部落分館を各地域に設けるための説明協議会を逐次開催して理解と協力を求めた結果、各部落の機構の中に支館という名称の後の公民館活動は支館を軸にして展開される事になり、理想的な体制が整った。

支館の整備により、本館中心の活動から一歩踏みこんで支館の自

公民館の組織は本館と四地区の分館だけのもので、未端への組織網の確立が緊急課題であった。即ち、部落分館を各地域に設けるための説明協議会を逐次開催して理解と協力を求めた結果、各部落の機構の中に支館という名称の後の公民館活動は支館を軸にして展開される事になり、理想的な体制が整った。

支館の整備により、本館中心の活動から一歩踏みこんで支館の自

公民館の組織は本館と四地区の分館だけのもので、未端への組織網の確立が緊急課題であった。即ち、部落分館を各地域に設けるための説明協議会を逐次開催して理解と協力を求めた結果、各部落の機構の中に支館という名称の後の公民館活動は支館を軸にして展開される事になり、理想的な体制が整った。

支館の整備により、本館中心の活動から一歩踏みこんで支館の自

公民館の組織は本館と四地区の分館だけのもので、未端への組織網の確立が緊急課題であった。即ち、部落分館を各地域に設けるための説明協議会を逐次開催して理解と協力を求めた結果、各部落の機構の中に支館という名称の後の公民館活動は支館を軸にして展開される事になり、理想的な体制が整った。

支館の整備により、本館中心の活動から一歩踏みこんで支館の自

公民館の組織は本館と四地区の分館だけのもので、未端への組織網の確立が緊急課題であった。即ち、部落分館を各地域に設けるための説明協議会を逐次開催して理解と協力を求めた結果、各部落の機構の中に支館という名称の後の公民館活動は支館を軸にして展開される事になり、理想的な体制が整った。

支館の整備により、本館中心の活動から一歩踏みこんで支館の自

公民館関係法令集

内容 教育基本法・社会教育法・社会教育施行令・公民館運営設備基準・道達一公民館基準の取り扱いについて

A5判 34ページ

一部 三訂版送料別

公民館関係の諸会議にご使用ください。

申込先 県公運事務局

あとかぎ

本紙が皆さんの目につくころは、たぶん第21回関東甲信越公民館大会が本県新発田市民文化会館を主会場として開催される日前のことと見えます。編纂終了が八月二日、初校八日、送務十五日の予定ですので、もし大会前にお目にとまるとなりましたらどうか一人でも多くの大会参加者をさそっていくくださいますようお願いいたします。

事務局では大会準備事務のほか、七月以来監事会、理事会、評議員会に重なり、公民館振興町町村連盟総会の準備とてんやわんやのめまぐるしさです。

(木)

訪問集会

支館網の整備に伴って訪問集会(討議)して勉強、宿題も出る。稲庭町が誕生以来発行され、町で唯一の公民館報は、町合併によって三つの役割を果たして来た臨時の公民館報は、町合併によって

町唯一の広報紙

公民館報と町だより、議会報の三つの役割を果たして来た臨時の公民館報は、町合併によって

初めての出逢い

浅間勝衛

めじりからほほへ絹のような涙をしたたらせてとつぜん

赤ちゃんが泣きだした

赤ちゃんは

赤ちゃんは見しらぬ男とはじめての出逢いに

とおい祖先が聞いた獣たちの咆哮を

それから

あるいは赤ちゃんにとっては祖父という名のぼくも所詮は数多の通過駅のなかの一つの駅夜汽車がとおらずぎてゆく名もない駅にすぎぬかもしれぬ

人間拒否宣言を発して赤ちゃんはいよいよ泣き叫ぶばかりとめどもなく

綱糸のような涙をあふれさすだけだった

(元糸魚川市公民館長・岩槻市在住)